

第3回 上水道未給水世帯生活支援給付金事業

井戸水および山水を生活用水として使用している世帯へ生活支援給付金を支給します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により生活に影響を受けている市内の上水道未給水世帯に対し、1世帯あたり5,500円の生活支援給付金を支給します。

※給付金を受取るには申請が必要です。

※令和4～6年度に第1回または第2回の給付金を受取った世帯主には、個別に「確認書」を送付します。

対象者 次の1、2を全て満たす方

1. 令和7年3月1日（基準日）時点において益田市の住民基本台帳に登録があり、申請時に引き続き登録がある世帯の世帯主
※同一住所地（家屋が異なる場合を除く）に複数の世帯がある場合は、いずれかの世帯の世帯主
2. 井戸水または山水のみを生活用水として使用している上水道未給水世帯

※基準日以降に世帯主が変更となった場合は環境衛生課へご相談ください。

給付額 1世帯あたり 5,500円 ※1世帯1回限り

申請方法 次の①②で手続き方法が異なります。

- ①令和4～6年度に第1回または第2回の給付金を受取った世帯主
個別に「確認書」を送付しますので、内容を確認のうえ、案内に従って手続きをしてください。
- ②上記①以外の対象者
申請書に必要な書類を添えて、各申請場所に提出してください。
※申請書は各申請場所に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

<申請に必要な書類>

- ・益田市上水道未給水世帯生活支援給付金申請書兼請求書
- ・本人確認書類……マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等いずれかの写し
- ・振込口座の確認書類……金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳やキャッシュカード等の写し

申請期間 4月1日(火)～9月30日(火) ※郵送の場合は9月30日(火) 必着

申請場所 環境衛生課、美都地域総務課、匹見地域総務課、各公民館
郵送の場合は「〒698-8650 常盤町1-1 益田市役所 環境衛生課」宛

【問い合わせ先】市環境衛生課 ☎ 31-0232 ☎ 31-1139

「益田市防災ハザードマップ」の配布について

「益田市防災ハザードマップ」を広報ますだ4月号にあわせて配布しています。まだお手元に届いていない場合は、危機管理課までご連絡ください。

この「益田市防災ハザードマップ」は、各種災害（洪水・土砂災害・ため池災害・地震・津波）に対する備えや対処方法等の災害時に役立つ情報をまとめた防災ガイドと、各種災害が発生した場合における危険箇所をまとめたハザードマップで構成されています。

もしもの時に備え、普段から目につきやすい場所に保管し活用してください。

【問い合わせ先】市危機管理課 ☎ 31-0601

